

危険物安全週間実施要綱

1 目 的

危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図るため、「危険物安全週間」を設けるものとする。

2 期 間

6月の第2週（日曜日から土曜日までの7日間）とする。

3 主 催

消防庁、都道府県、市町村、全国消防長会及び一般財団法人全国危険物安全協会

4 協 賛

危険物関係諸団体

5 実施方針

国、都道府県、市町村、（一財）全国危険物安全協会（都道府県危険物安全協会連合会、地区危険物安全協会）、その他関係団体の緊密な協力により、危険物の保安の確保に関する広報等を行うとともに、危険物安全週間の趣旨にふさわしい内容の行事を地域の実情に応じ、同週間のいずれかの日において実施するものとする。

(1) 実施の重点

- ア 危険物施設における保安体制の整備促進
- イ 危険物に関する知識の啓発普及
- ウ 危険物保安功劳者の表彰

(2) 実施する行事等

- ア 講演会、研修会等の開催
- イ 危険物の安全に関する標語等の募集
- ウ 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報紙等を通じた危険物の保安の確保の重要性に関する広報、啓発活動の実施
- エ 危険物についてのパンフレット等の配付
- オ 全国の消防機関による危険物関係事業所等に対する査察の実施
- カ 危険物関係事業所等の自衛消防組織等による消防訓練の実施
- キ 危険物保安功劳者の表彰
- ク 優良危険物関係事業所の表彰
- ケ その他